

GLP川崎Ⅱプロジェクトの環境影響評価の手続に係る条例見解書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、GLP川崎Ⅱプロジェクトに係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：GLP川崎Ⅱプロジェクト

種類：大規模建築物の新設（第2種行為）

2 指定開発行為者

名称：川崎2ロジスティック特定目的会社

代表者：取締役 北川 久芳

住所：東京都中央区八重洲二丁目2番1号

3 公告日

令和6年2月15日（木）

4 条例見解書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年2月15日（木）から令和6年2月29日（木）まで。土・日曜、祝日は除く。

(2) 縦覧場所及び時間

場所：川崎区役所（3階）、田島支所（1階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

時間：午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（2月15日）は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



検索 川崎市 アセス図書の公表

5 条例公聴会において意見を述べたい旨の申出書の提出期限

令和6年2月29日（木）（郵送の場合は2月29日消印有効）

6 事業内容等に関する問合せ先

名称：日本GLP株式会社

住所：東京都中央区八重洲二丁目2番1号

電話：03-6897-8008

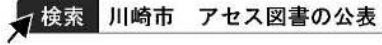

FAX：03-4363-7081

7 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した書類です。

川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」）第22条第2項に基づき GLP 川崎Ⅱプロジェクトに係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

基本的事項 指定開発行為の	指定開発行為者	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 川崎2ロジスティック特定目的会社 取締役 北川 久芳
	名称	GLP 川崎Ⅱプロジェクト
	種類	大規模建築物の新設（第2種行為）
	実施区域	川崎市川崎区扇町15番地ほか
	目的	倉庫、事務所等を主な用途とする建築物（物流施設）の建設
	内容	延べ面積：約204,720㎡
	施行期間	令和6（2024）年度～令和9（2027）年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年2月15日（木）～2月29日（木）
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（3階） 午前8時30分から午後5時まで。土・日曜、祝日は除く。 ■川崎区役所田島支所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土・日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	<u>市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。</u> 開催する場合は、開催の14日前までにその旨を公告及び周知します。 公聴会は、 <u>3月23日（土）日中</u> の開催を予定しています。 公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出書の提出について	<u>申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。</u> 詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから見解書の閲覧、公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Mail：30kanhyo@city.kawasaki.jp	

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・建設機械の稼働による騒音、振動等の影響が及ぶおそれがある範囲（計画地敷地境界から100mの範囲）
- ・工事用車両及び施設関連車両の走行による騒音、振動等の影響が及ぶおそれがある範囲（最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲）
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	川崎区	扇町、浅野町、南渡田町

（上記の全域または一部）

